資料№.５
令和８年 11 月 16 日　議会運営委員会

令和７年改選における会派代表質問及び一般質問の時間配分について

令和７年改選における会派代表質問及び一般質問の時間配分にあたっては、飯田市議会先例集第７章第２節代表質問(8) にある運用の規定を適用せず、これまでの改選時の運用と同様に、下記の配分表による運用を確認する。

【配分表】

会派 (構成人数)	代表質問時間	一般質問配分	調整分	計
会派きぼう (10)	120	90		210＋α
新政いいだ (７)	120	70		190＋α
公　明　党 (３)	120	30		150＋α
日本共産党 (２)	100（注 1）			100＋α
無会派 (１)	－	10		10＋α
計	460	200	180（注２）	840 (14 時間)

※上記表の注釈

（注１）令和３年第４回定例会の配分時間を例として、代表質問について議員構成２名の会派上限時間の 100 分を入れている。100 分の考え方、裏面の表を参照。

（注２）調整時間は、代表質問と一般質問の合計上限時間の原則 14 時間（840 分）から代表質問、一般質問の基本割り当て分の１人当たり 10 分×会派（無会派議員を含む）所属人数を差し引いた残時間。この調整分には、先例(8)のオの 20 分を内包している。この 20 分の調整分は、先例同様の扱いとする。つまり、この 20 分の分については、議長選出会派はプラス調整できないこととするもの。

○運用の経緯

・令和 29 年第４回定例会

「平成 29 年第４回定例会から令和２年第４回までの運用を一部参考とした配分案」により、質問時間の配分を行うことを確認

・令和３年第４回定例会

改選による会派構成の変更によっても「平成 29 年第４回定例会から令和２年第４回までの運用を一部参考とした配分案」により、質問時間の配分を行うことを確認

資料№.５
令和８年 11 月 16 日　議会運営委員会

【参考】

「令和２年第４回定例会における代表質問・一般質問の時間配分について」より抜粋

(1)※ 100 分の根拠として、80 分+20 分とする考えと 120 分-20 分とする考え等が示されているが、どれか一方の視点での合意が困難であるため、根拠に拘らず共通の結果である 100 分を適用する。

(2) 代表質問の上限は 120 分（但し議員構成２名の会派の上限は 100 分）とし、代表質問及び一般質問の時間として割り当てられた合計時間の枠内で、どちらにどれだけ充てるかを決めることができる。

(3) 調整分については、配分した会派において残時間が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。

(4) 調整分の内、旧調整分は飯田市議会先例集第７章第２節代表質問(8)オと同様の扱いとする。